

改正省令の施行に向けて

平成 27 年 3 月 12 日
日本商品先物振興協会

本年 1 月 23 日、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令が公布され、商品先物取引法第 214 条第 9 号に規定する不招請勧誘の禁止の例外が改正されました。これにより、ハイリスク取引の経験者及び一定の基準を満たした未経験者に対しても厳格な手続きを踏みつつ勧誘が行えるようになったことは、商品先物取引の普及啓蒙に寄与するだけでなく、商品先物市場の流動性の増大にもつながることから、当業界のみならず関係する実需・流通業界や機関投資家等の市場利用者も歓迎するものであります。

平成 23 年 1 月から導入された不招請勧誘の禁止の規制によって、商品先物取引業者から個人投資家に直接接して商品先物取引に関する知識や情報を提供する機会が大幅に制約されることとなりました。この規制に対応して様々な取組を行ってきましたが、個人投資家の新たな取引参加が大きく減少し、それまでの受託業者の撤退等で縮小が続いてきた国内商品先物市場の流動性はさらに低下することとなっていました。

この結果、商品によっては、多様・多層な市場参加者が取引することで実現される透明・公正な価格形成機能や当業者によるリスクヘッジ、現物の受渡し機能といった産業インフラとして重要な経済的機能の喪失、また資産運用手段としての市場の魅力の低下を招くこととなりました。一方、不招請勧誘の禁止の背景である苦情・紛争を減少させるため、厳しい環境下にあっても、自主規制の強化等業界を挙げての取組によって、苦情・紛争は大幅に減少しました。

商品先物市場に求められている経済的機能や資産運用対象としての役割を果たし、今後予定される新規上場商品についても求められる機能を十分に発揮させるためには、引き続き多様・多層な市場参加者の積極的な参入を促していくことが不可欠です。そのためには、実需者のみならず、最近増加しつつある海外からの市場参加者に加えて、市場への流動性の供給者として、健全な資力と先物取引への理解力を兼ね備えた、より多くの個人投資家の参入が必要となります。

そのため、当協会の会員各社は、今回の改正の趣旨に基づいた内部統制体制の強化及び外務員に対するコンプライアンス教育の強化を図ることによって、改正省令に定められた諸手続きを適確に実行していきます。当協会としても、引き続き自主規制機関である日本商品先物取引協会の活動を支援しつつ、当協会の会員が今回の改正趣旨を十分に認識して、一部で懸念されている苦情・紛争の増加につながることが決してないよう適正な商品先物取引業務を遂行することで、適格な個人投資家を含む多様・多層な市場参加者の参入を促し、商品先物市場がわが国産業界にとってのみならずアジアの中心的マーケットとして発展していく担い手として、今後もその責務を果たしていくことを期するものであります。

以 上